月報私学











北海道文教大学は北海道札幌市の郊外、恵庭市に拠点を置き、2学部7学科大学院4研究科を設置している大学で、学校法人鶴岡学園が運営しています。同法人は大学の他に北海道文教大学附属高等学校、幼保連携型認定こども園北海道文教大学附属幼稚園を設置しています。今年創立80周年を迎えた同法人は、戦中の大変な時期に鶴岡夫妻が開学し、実学教育の下、社会に役立つ人材を社会に送り出しています。

写真提供 学校法人鶴岡学園 北海道文教大学(北海道恵庭市)

CONTENTS

● 2023年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募	2
● 2023年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募	4
●経営分析に役立つ!私学情報提供システムのご案内	6
●若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください	8
●掛金等早見表を送付します 令和4年9月1日改正分/日本とスウェーデンの社会保障協定/	
公的給付支給等口座の利用(任意継続加入者)/特定学校法人等にかかる事前連絡	9
● 短時間労働加入者に関するよくある質問	10
●「資格取得報告書」等を提出する際の注意点/	
学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください	
● 令和 4年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください	12
●加入者貸付制度のご案内	13
• INFORMATION 1	14
●宿泊施設のご案内/融資事業のご案内	16

2023年度

若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

と「女性研究者奨励金」の二つの奨励 年度に創設され、「若手研究者奨励金 金制度で構成されています。 若手・女性研究者奨励金は、 平成30

により、新たな研究意欲の向上と人財の 育成を図ることを目的としています。 研究に対して、研究機会を提供すること 取り組んでみたい」と思う独創性ある 本奨励金は、 研究者が自ら発案し、

者のための「社会一般からのご寄付に

ことを期待しています。 取り組みを社会に還元することで、 支援を促進し、また、研究者が自らの 会と私立大学等をつなぐしくみとなる 社

○本奨励金のしくみ 本奨励金は、若手研究者と女性研

よる」研究奨励金制度です。 教育研究に対する社会からの直接の

> だける企業等法人や個人の皆様にご支 援をお願いしています。 私学事業団では、趣旨にご賛同いた

置を受けることができます。 税又は所得税について税法上の優遇措 進法人」に対する寄付金として、 し上げますとともに、 ご支援を賜りました皆様に感謝を申 本奨励金への寄付は、「特定公益増 ご報告いたしま 法人

ることを期待し、研究者が本奨励金の 対して、 (寄付企業法人等)と直接交流 新たな支援 研究者が今後取り組む研究に (寄付) につなが

これまでに若手・女性研究者奨励金にご支援を賜りました 表1 寄付者の皆様

推進の中心的な役割が期待される人財

の育成を図ることを目的としています。

(五十音順)

国の次世代を担う人財の育成を図るこ

とを目的としています。

○女性研究者奨励金

年齢制限を設けず、

ダイバーシティ

者の活躍促進に寄与することで、

わが

対象年齢を30歳以下とし、若手研究

○若手研究者奨励金

- ・アークビル株式会社
- ·一般社団法人日本工業倶楽部
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- ・株式会社ニトリ 様

すべての研究を対象としています。

はポスト・ドクター等の職にある者が

1人で行う研究で、分野の限定はせず、

います。

以下同じ)に在籍する助教又

大学、短期大学及び高等専門学校をい

両奨励金とも、私立大学等

(私立の

○対象となる研究

- ·株式会社三菱UFJ銀行 様
- ・コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
- ·第一生命保険株式会社 様
- · 大和証券株式会社 様
- · 中山福株式会社 様
- · 三井住友信託銀行株式会社
- ·三菱UFI信託銀行株式会社 様
- ANAホールディングス株式会社
- · SMBC日興証券株式会社 様
- ・寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった 学校法人及び設置会社様
- ・寄付金付き自動販売機で飲料を購入してくださっ た皆様
- ・その他、匿名を希望する寄付者(法人)様 及び個人の方々



する採択の取り下げも生じています。 また、昇格による職位変更を理由と

とをご確認ください。

遂行することが見込まれる者であるこ き当該学校法人に在籍し、応募研究を 下げ等が生じています。応募に当たっ

例年、退職を理由とする応募の取り

ては、応募者が2023年度も引き続

展性に重点を置いています。 推薦等も必要ありません。 願いしています。(詳細は8頁参照) 社会一般の方々に向けた研究レポート 予定の公募要領をご覧ください。 ついて、学校法人の皆様にご協力をお 金「寄付金付き自動販売機」の設置に の公開を行っています。 究課題及び研究レポートの配付、 ができる贈呈式や、支援者に対する研 への寄付となる若手・女性研究者奨励 2023年度の公募の概要(予定) さらに、売り上げの一部が本奨励金 応募に当たっては、これまでの研究 詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載 表2のとおりです。 広く

及び女性研究者の皆様からの多数のご 実績は問いません。また、所属長等の 審査は、研究の着眼点や独創性、 私立大学等の未来を担う若手研究者 発

表2 2023年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要 (予定)

応募をお待ちしています。

○注意事項

対 象 研 究	 ① 若手研究者奨励金:私立大学等に所属する、令和5年4月1日現在で39歳以下(昭和58年4月2日 以降に生まれた者)の助教又はポスト・ドクター(一部の講師を含む)が1人で行う研究 ② 女性研究者奨励金:私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター(一部の講師を含む)が1人で行う研究
対象研究期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
応 募 件 数	原則として、1学校につき①,②それぞれ1件(同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに①,②それぞれ1件ずつ応募ができます) ※若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」の設置にご協力をいただきました学校法人には、寄付者特典として、①,②のいずれかについて応募枠を追加させていただきます。
奨励金交付金額	1 件40万円、総額 約3,000万円以内
応 募 締 切	令和 4 年10月下旬
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和5年3月上旬に通知
奨励金交付時期	令和5年5月下旬

表3 2022年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況 (参考)

	区 分		若手研究者獎励金		女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金 合計			
			応募(件)	採 (件)	採択率 ^(%)	応 募 ^(件)	採 択 ^(件)	採択率 ^(%)	応 募 ^(件)	採 (件)	採択率 ^(%)
	当	大 学	125	36	28.8	119	37	31.1	244	73	29.9
内	学校種別	短期大学	11	1	9.1	14	1	7.1	25	2	8.0
一、		高等専門学校	0	0	_	0	0	_	0	0	-
司	男女	男性	102	28	27.5	-	-	_	102	28	27.5
	別	女 性	34	9	26.5	133	38	28.6	167	47	28.1
	ĺ	合 計	136	37	27.2	133	38	28.6	269	75	27.9

じ、2023年4月1日時点で、 応募後に、 となりますので、ご注意ください。 研究者等の要件を満たしていない場合 採択後であっても取り下げの対象 昇格により職位に変更が生 対象

○応募書類の提出期限 令和4年10月下旬

金につきましては、 2022年度若手,女性研究者奨励 しました。 5月13日に交付

防止を考慮した結果、 中止とし、 も新型コロナウイルス感染症の拡大の 開催していましたが、昨年に続き本年 贈呈式 きました。 金への支援者(寄付者)をお招きし、 科学省関係者や若手・女性研究者奨励 例年、 (贈呈書授与式及び懇親会)を 採択された研究者の他、 贈呈書は郵送させていただ 誠に残念ながら 文部

に掲載しています。 手・女性研究者奨励金▼ 研究者奨励金 ホームページ 採択された研究課題は、 〔助成業務のご案内▼若 配付研究課題一 「若手・女性 私学事業団

若手・女性研究者奨励金 交付状況 (参考)

助成部 問い合わせ先(私学振興事業本部 寄付金課

03 Eメール (3230) $7319 \cdot 7320$ kifukin@shigaku.go.jp

表4

2018年度 2020年度 2021年度 2022年度 年 度 (平成30年度) (令和2年度) (令和3年度) (令和4年度) からの累計 件 交付額 交付額 件 交付額 数 件 数 件 数 数 交付額 奨励金種類 (件) (千円) (件) (千円) (件) (千円) (件) (千円) 若手研究者奨励金 12,400 14,800 14,800 66,800 31 37 37 167 女性研究者奨励金 31 12,400 38 15,200 38 15,200 169 67,600 若手·女性研究者奨励金 62 24.800 30.000 30.000 134.400 75 75 336 合 計

> 又は所得税について税法上の優遇措置 法人」に対する寄付金として を受けることができます。 令和4年7月現在の基金保有額は

に対して、 5月末までに、延べ3457件の研究 54億1524万円となっています。 ます (5頁表3)。 本資金は、昭和51年度から令和4年 81億958万円を交付して

は、 2023年度の公募の概要 表1のとおりです。 (予定)

2023年度

学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

取得費、 ら交付されるものです。 として、 研究のための教育研究経費及び設備の をいいます。以下同じ)における学術 立の大学、 学術研究振興資金は、私立大学等 学術研究振興基金の運用益か 維持費等に要する経費を対象 短期大学及び高等専門学校

の向上を目的として設立されました。 を「学術研究振興資金」として交付し ており、私立大学等における学術研究 付金を基金として運用し、その運用益 法人など、広く一般から受け入れる寄 学術研究振興基金は、 個人や企業等

本基金への寄付は、 「特定公益増進 法人税

多数のご応募をお待ちしています。 応募の際は、 (校)長連名の「推薦書」が必要です。 学校法人の理事長及び

予定の公募要領をご覧ください

詳細は、

8月中旬に電子窓口に掲

助成部

寄付金課

○応募書類の提出期限 令和4年10月中旬

きましては、 しました。 2022年度学術研究振興資金につ 5月13日に交付 (送金

学術研究振興資金 います。 ホームページ 採択された研究課題は、 配付研究課題 〔助成業務のご案内〕 覧 「学術研究振興資 に掲載して 私学事業団

助成部 問い合わせ先(私学振興事業本部 寄付金課

03 コメール (3230) $7319 \cdot 7320$ kifukin@shigaku.go.jp

Е

表 1 2023年度 学術研究振興資金 公募の概要 (予定)

対 象 研 究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究(私立大学等が付置する研究所の研究を含む)で、 令和5年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対象研究期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
応 募 件 数	1学校につき1件 (同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます)
資金交付金額	研究にかかる対象経費の2分の1以内(学校法人の負担額は交付希望額と同額以上が必要)で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円
応 募 締 切	令和 4 年10月中旬
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和5年3月上旬に通知
資金交付時期	令和5年5月下旬

表2 2022年度 学術研究振興資金 採択状況 (参考)

X	分	件数	(件)	採択率	金額 (千円)		
	.)J	応 募	採択	(%)	応募	採択	
	新規	114	23	20.2	273,200	45,200	
新規・継続別	継続2年目	14	10	71.4	33,100	19,500	
	継続3年目	14	8	57.1	33,700	16,000	
	大 学	138	41	29.7	336,600	80,700	
学校種別	短 期 大 学	4	0	0.0	3,400	0	
	高 等 専 門 学 校	0	0	0.0	0	0	
	人文・社会科学系	36	10	27.8	47,900	8,000	
研究区分別	理工系、農学系	43	12	27.9	106,000	23,500	
	生物学系、医学系	63	19	30.2	186,100	49,200	
	合 計	142	41	28.9	340,000	80,700	

表3 学術研究振興資金 分野別交付状況(参考)

(金額単位:千円)

		年 度		2020年度 (令和 2 年度) 2021年度 (令和 3 年度)		2022年度 (令和 4 年度)		昭和51年度(1976年度) からの累計			
分	野		件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	
人文		文 学	3	2,500	1	1,400	3	3,500	617	762,960	
	人文・	法 学	2	2,500	0	0	0	0	70	109,920	
社会科学分野	社会科学系	経済学	3	2,600	3	2,800	5	3,700	213	252,180	
分野		教育学	3	2,000	5	2,900	2	800	200	201,970	
	理工系 農学系		環境科学	0	0	0	0	0	0	79	227,740
		工 学	7	16,300	7	21,000	4	8,900	474	1,709,360	
自然		農学	2	4,400	2	5,300	3	6,000	146	354,500	
自然科学分野		家政学	0	0	0	0	1	2,000	101	225,460	
分野		体育学	0	0	1	3,000	1	2,800	18	37,600	
	理工系、農学系 生物学系、医学系	理学	5	11,300	4	5,500	5	5,200	306	998,410	
	生物学系 医学系	医 学	16	38,800	16	39,300	17	47,800	922	3,090,180	
	小 計		41	80,400	39	81,200	41	80,700	3,146	7,970,280	
	若手研究者奨励金								311	139,300	
	合 計		41	80,400	39	81,200	41	80,700	3,457	8,109,580	

※学術研究振興資金事業としての「若手研究者奨励金」の交付は、平成20年度から29年度までである。

4 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

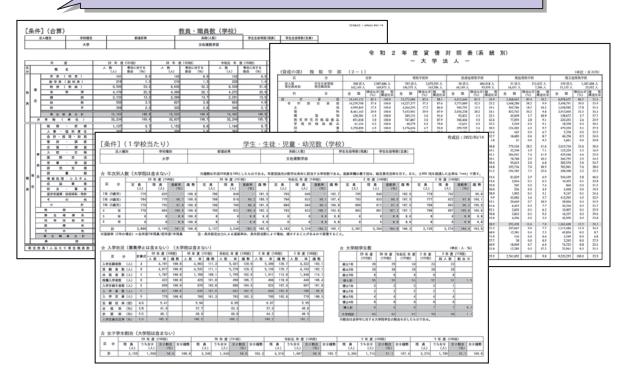
自法人、自学校のデータのほか、都道府県別、学部等系統、学生生徒等数(総現員規模、総定員規模)などを抽出条件として以下の集計データ(合算値、1法人当たり、1学校当たり等)を出力することができます。

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ(例)

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書(消費収支計算書)、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、 教職員数、教職員給与(大学、短期大学・高等専門学校のみ)、教職員の年齢別平均給与(大学、短期大学・高等 専門学校のみ)、各財務比率、活性化分析資料(自法人)など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です! (PDF・CSV)



< 私学情報提供システムご利用上のご注意>

- 1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証(親認証又は私学情報提供システム用の子認証)が必要となります。
 - ※「学校法人基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
- 2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員のみのご利用をお願いします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
- 3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定 等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、 第三者へ提供することはお断りしています。
- 4. 操作手順の詳細は、学校法人ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 私学経営情報センター 私学情報室 ☎03(3230)7846~7848

 $E \nearrow - \mathcal{V}$ center@shigaku.go.jp

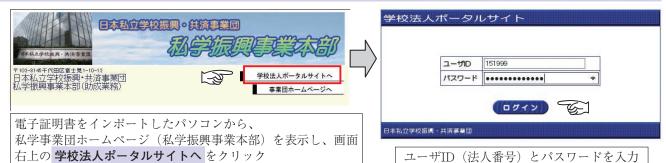
経営分析に役立つ!

私学情報提供システムのご案内

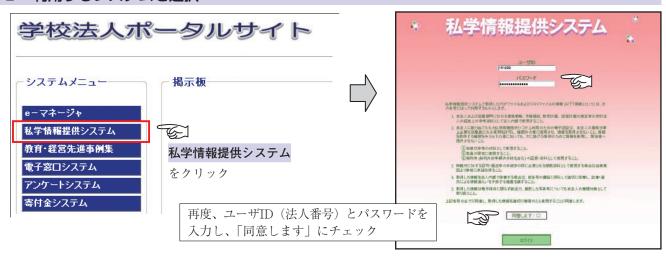
私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人~小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス(「私学情報提供システム」)を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

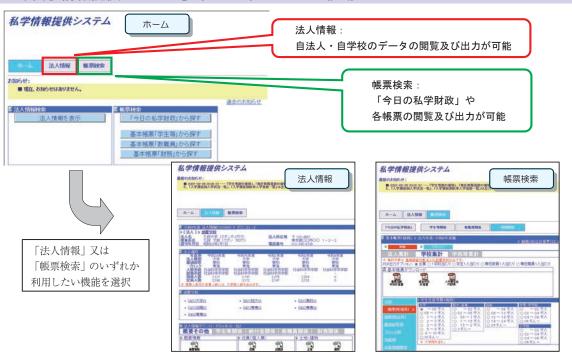
1 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス



2 利用するシステムを選択



3 「私学情報提供システム」(ホーム)の画面へ移動



若手・ 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください 女性研究者奨励金

助成部 寄付金課

部が本奨励金の寄付金に充てられる自 動販売機です。 販機」といいます) き自動販売機」 若手・ 女性研 究者奨励金 (以下「寄付金付き自 は、 売り上げの一 「寄付金付

提供することにより、次世代の担い手 者や女性研究者に対して、研究機会を しています。 となる人財の育成を図ることを目的と 本奨励金は、私立大学等 短期大学及び高等専門学校をいい 以下同じ)に在籍する若手研究 (私立の大

により成り立っています。 本奨励金は、 社会一般からのご寄付

だける企業等法人や個人の皆様にご支 援をお願いしています。 私学事業団では、 趣旨にご賛同い

に協力をお願いしています。 寄付金付き自販機の設置について 学校法人等の皆様を対象とし

○寄付金付き自販機の目的

①広く本奨励金制度に対する理解を得 ることで、支援の輪の拡大を図りま

> ②研究者に対し、本制度の周知を図り 研究意欲と応募意欲の向上につなげ

③購入者に向けて、 成に対する貢献意識、 上を図ります。 教育研究や人財育 参加意欲の向

○寄付金付き自販機の概要

が負担します。 要する経費や設置費用等は協力事業者 者と協議いただくこととしています。 していません。学校法人等 数料等は、あらかじめ設定することは 結し、協力事業者として認定しています。 設置について、事業者と協力協定を締 インを施工します。 販売額や一本当たりの寄付金額、 寄付金付き自販機には、 本事業団では、 のご事情に合わせて、 寄付金付き自販機の デザイン施工に 統 (自販機設 協力事業 一したデ 手

期費用も原則としてご負担いただくこ 払い込みも協力事業者が行います。 とはありません。 寄付金の集金や本事業団への 初

費用や手間がかかることは、 校法人等(自販機設置者) 寄付金付き自販機の設置以降に、 に対して 原則とし 学

○寄付金付き自販機設置による特典

ただきました学校法人等には、 寄付金付き自販機の設置にご協力を 寄付

容は見直されることがあります)。 応募枠を追加することができます 女性研究者奨励金のいずれかについて 白

その一本が未来をつくる

り立っています。 0) 社会一般の皆様のご寄付によって成 本奨励金は、 個 人や企業等法人など

及び女性研究者のために、 こ協力をお願いします。 私立大学等の未来を担う若手研究者 ぜひ設置に

法人等は、 絡くださいますようお願いします。 なお、 設置をご検討いただける学校 本事業団寄付金課までご連

てありません。

することが可能な場合があります。 延べ164台の設置にご協力いただい る自販機を寄付金付き自販機に転換 新規導入だけでなく、既に設置して 令和4年6月末時点で、108法人

者特典を設けています。 応募に当たり、若手研究者奨励金

自販機設置者 (学校等) 学内に寄付金付き自動販売機を設置 学生教職員等 商品販売 0 商品購入 自動販売機 私学事業団 取扱業者 購入代金 寄付金の流れ (協力事業者) (売上)の回収 自動販売機設置者への 販売手数料等 売上金の一部 から寄付

助成部 03 Eメ ー 問い合わせ先 ル (3230) 7316 · 7318 寄付金課 kifukin@shigaku.go.jp (私学振興事業本部

令和4年9月1日改正分 掛金等早見表を送付します 業務部 掛金課

報酬分掛金等早見表

級と、今回改正のない年金等給付 表が改正されます。現行の1等級 更となっていますので、4年10月に通 旬に送付します。加入者保険料率が変 等早見表を、学校法人等宛てに8月下 にかかる等級にずれが生じます。 入者保険料及び退職等年金給付掛金 れるため、短期給付等事務にかかる等 万8000円)の下に3等級が追加さ 短期給付等事務にかかる標準報酬月額 知らせしたとおり、4年10月1日から 知する4年9月調定分掛金等から使用 してください。なお、 令和4年9月1日改正の報酬分掛金 本誌4月号でお 8

る4年10月調定分掛金等からの適用と 短期給付等事務にかかる新たな等級 新たな等級を表示して送付しますが、 なります。 (1~3等級) 4年9月1日改正の掛金等早見表は は、 4年11月に通知す

賞与等掛金等早見表

等早見表と併せて、8月下旬に私学共 済ホームページ〔加入者資格と掛金等 しますので利用してください。 ▼掛金等とは▼掛金等早見表〕 賞与等掛金等早見表は、報酬分掛金

社会保障協定 日本とスウェーデンの

年金部 業務部 年 資 金 格 第 課 課

れました。 止を目的とした社会保障協定が発効さ 国との間に社会保障制度の二重加入防 令和4年6月1日にスウェーデン王

学事業団にお問い合わせください。 保障協定についての手続きは、 スウェーデンとの間での発効によ 22か国が発効となりました。社会 直接私

してください。 の内容については、日本年金機構の ホームページ「社会保障協定」 (https://www.nennkin.go.jp/) を参照 スウェーデンを含め、社会保障協定

公的給付支給等口座の利用 (任意継続加入者) 業務部 資格課

です。 令和4年10月から公的給付支給等口座 登録制度の試行運用が開始される予定 (以下「公金受取口座」といいます)の 本誌7月号でお知らせしたとおり

もに国(デジタル庁)に任意で登録す ための口座として、マイナンバーとと 口座について、給付金等の受け取りの る制度です。登録することにより、 公金受取口座登録制度とは、

> 後の緊急時等の給付金等の申請におい なります。 おける口座情報の確認作業等が不要と て、通帳の写し等の添付、行政機関に

●任意継続加入者の給付金等受け取り 口座としての利用

る口座としても利用できます。 私学事業団より短期給付金等を受け取 公金受取口座は、任意継続加入者が

します。 います)及び「任意継続加入者異動届 入者申出書山」(以下「申出書」とい 書癿」は、9月から新しい書式に変更 この利用開始に伴い、「任意継続加

のチェック欄を設けてあります。 で給付金等の受け取りを希望する場合 新しい申出書等には、公金受取口座

●利用開始の対象者

①4年10月1日以降に任意継続加入者 となる人(9月30日退職者

②すでに任意継続加入者で、

10月以降

は旧申出書も引き続き使用できます 学共済ホームページに掲載する予定 に公金受取口座を希望する人 です。公金受取口座を希望しない人 新しい申出書等は、9月下旬に私

事前連絡 特定学校法人等にかかる 業務部

令和4年10月1日から短時間労働者

資格課

法人等」に該当します。 規模である学校法人等は、 未満の通常の加入者が101人以上の の適用拡大により、法人全体で、70歳 「特定学校

ださい。 の掛金等の調定人数を基にして、8月 事前連絡を送付しますので確認してく 中旬に、次の①~③のうちいずれかの このことから、3年9月~4年7月

① 該 当

きをしてください。 る人がいる場合は、 当します。短時間労働加入者に該当す 施行時から「特定学校法人等」に該 資格取得等の手続

②該当見込み

込みがある)場合には、「特定学校法 5か月あった学校法人等に送付します。 (10月から特定学校法人等に該当しま 人数において101人以上の月が4~ 人等該当届書

国」を提出してください 特定学校法人等に該当する(又は見 3年9月~4年7月の掛金等の調停

③不該当 10月の時点では特定学校法人等に該

当しません。

の手続きが必要になります。 入者の要件を満たせば、資格取得等 70歳以上の教職員でも短時間労働加 で確認しますが、該当する場合は かの判定では、70歳未満の加入者数 特定学校法人等に該当するかどう

短時間労働加入者に関するよくある質問

業務部 資格課

者の資格取得に関するよくある問い合 わせをQ&Aで説明します。 ます。このことから、短時間労働加入 以上から101人以上に引き下げられ 70歳未満の通常の加入者数が501人 となる学校法人等の規模要件について、 令和4年10月から、特定学校法人等

週の所定労働時間が20時間以上

Q1 週の所定労働時間が一定でない 人はどう判断しますか。

[A1] 就業規則や雇用契約書等で、 常の週(祝祭日や夏期休暇等の休日 されている時間が判断基準になりま を含まない週)に勤務すべきことと

間が明記されていないなど週の労働 定の計算方法により算出します。 時間による判断が難しい場合は、一 雇用契約書等に週の労働時

●一定の計算方法により算出するもの は次のような場合です

①所定労働時間が1か月で定められて →1か月の所定労働時間を12分の52 時間×12か月/52週で算定) で除した時間(1か月の所定労働

> ②所定労働時間が1か月で定められて 所定労働時間に例外的な長短がある おり、夏期休暇等のため特定の月の

③所定労働時間が1年で定められてい る場合 →特定の月を除いた通常の月の所定 労働時間を12分の52で除した時間

→1年の所定労働時間を52で除した

④4週5休制など1週間の所定労働時 間が短期的かつ周期的に変動し一定 でない場合等

→当該周期における1週間の所定労 働時間を平均して算出

月額賃金が8万8000円以上

なものが含まれますか。 賃金の月額の要件にはどのよう

されないような諸手当は含みませ 算定対象は、基本給及び諸手当です。 当等、就業先によって必ずしも支給 時間外割增賃金、通勤手当、家族手 ただし、臨時の賃金(結婚手当等)、 月額賃金8万8000円以上の

なお、この賃金の要件を満たし、

額を報告してください。 入しなかった諸手当も含めた報酬月 記入する際は、要件の判定の際に算

A3 原則として、資格取得後に雇用 8000円を下回ることが明らかに 契約等が見直され、月額賃金が8万 得した後に月額賃金が8万8000 円未満となった場合、資格は喪失し

Q 4 たらよいですか。 金に換算した額はどのように算出し 時給、日給等について、

額となります。 所定労働日数により月額に換算した 通常の週の所定労働時間と1か月の 就業規則や雇用契約書における

2か月以上の雇用が見込まれる

Q5 雇用期間が2か月を超える見込 みがあったため、加入者資格を取得 したが、当該期間を超えなかった場

短時間労働加入者となると、「資格 報酬月額は、通常の加入者と同様に 取得報告書(短時間労働者用)旦 のはすべて含まれます。報告書等を 労働の対償として経常的に受けるも や「標準報酬基礎届書」に記入する A5 雇用時に2か月を超える見込み があった場合、結果として雇用期 きますか。 が2か月未満になったとしても、加 入者の資格取得を取り消すことはで 合、加入者資格を取り消すことはで

短時間労働加入者として資格取

てください。

点で「資格喪失報告書」」を提出し

通常どおり雇用期間が終了した時

きません。

なった場合等を除き、加入者の資格

を喪失することはありません。 、月額賃

> Q6 雇用期間が2か月以内である場 ことが見込まれることとして取り扱 われることはありますか。 合でも、雇用期間が2か月を超える

A 6 ①就業規則、 ときは、定めた期間を超えることが も、次の①②のいずれかに該当する は更新する場合がある旨が明示され において、その契約を更新する旨又 見込まれることとして取り扱います。 ていること 雇用期間が2か月以内であって 雇用契約書等その他書面

②同一の学校等において同様の雇用契 等により2か月を超えて雇用された 約に基づき雇用されている人が更新 実績があること

注 ①②のいずれかに該当しても、 見込まれないこととして取り扱いま ないことを合意しているときは、定 使双方により

2か月を超えて

雇用し めた期間を超えて使用されることが

共済業務

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部 資格課

●電話番号を必ず記入してください

がかかり、処理の遅れにつながります。 すので、私学事業団に登録している法 録する前に、記載された学校番号が正 等変更報告書旦」は、 誤りにも注意してください。 ますので、学校番号の記入漏れや記入 れかの電話番号の下4桁を必ず記入し い番号を記入した場合は、確認に時間 てください。記入漏れや登録していな しいかどうかのチェックを行います。 人所在地、学校所在地、連絡先のいず 「事務連絡先電話番号」により行いま 電話番号は、学校番号に紐づけてい チェックは、報告書の右上にある 「資格取得報告書癿」や「所属学校 加入者情報を登

法人等異動報告書旦」を提出してくだ 電話番号を変更するときは、「学校

●20歳以上の人は基礎年金番号を必ず 記入してください

よう記入してください。 番号通知書等で確認のうえ誤りのない 号が必ず付番されています。基礎年金 をした外国籍の人以外は、基礎年金番 歳未満の人や、日本で初めて住民登録 則、資格取得の処理ができません。20 基礎年金番号が未記入の場合は、

> お近くの年金事務所にお問い合わせく なお、基礎年金番号が不明な場合は

●住民票住所を記入してください

所を記入してください。 記入する加入者の住所は、住民票の住 性別・住所により確認を行っています。 しく収録するため、氏名・生年月日・ このため、「資格取得報告書」」に 私学事業団では、マイナンバーを正

誤りのないよう記入してください。 なお、マイナンバーは、確認のうえ

●電子媒体の報告を利用してください

する際にも利用でき、大変便利です。 礎届旦」や「標準報酬月額改定届書旦」、 でも報告できます。媒体を作成する際 に登録した加入者情報は、「標準報酬基 「賞与等支給報告書□」の媒体を作成 「資格取得報告書见」は、電子媒体

●添付書類は不要です

媒体いずれで提出する際も添付書類は 不要です。 「資格取得報告書回」は用紙・電子

体作成機能」をダウンロードして利用 体での申請〕を確認のうえ、「電子媒 務担当者用ページ▼資格関係▼電子媒 してください。 詳しくは、私学共済ホームページ[事

●掲載場所

用ページ▼福祉事業関係▼私学健康経 営支援サイト〕 私学共済ホームページ〔事務担当者

●利用方法

ドを使用しアクセスしてください。 ログインID・パスワードが不明の 送付済みのログインID・パスワー

学校法人等代表者向けの 私学健康経営支援サイトをご活用ください

場合は、保健課健康管理係にお問い合

福祉部

保健課

求められています。 とで推進すること(コラボヘルス)が を、医療保険者が事業主との協働のも 識・生活習慣の改善に向けた取り組み な職場環境の整備や従業員の健康意 データヘルス計画においては、 医療保険者に策定が義務付けられた 健康的 わせください。

の健康経営のために活用してください。 校も掲載していますので、学校法人等 特定健康診査実施率の都道府県別上位 す。また、加入者にかかる令和2年度 報をより分かりやすく掲載していま 健康経営支援サイト」を設置していま ジ内に学校法人等代表者向けの「私学 スの一環として、私学共済ホームペー 第二期データヘルス計画(平成30年度 す。このサイトには、教職員の健康情 ~令和5年度)に基づき、コラボヘル そのため、私学事業団においては、

> ID・パスワードをお知らせしていま なった学校には、4年7月にログイン

なお、3年7月以降に新たに適用と

●掲載内容

②特定保健指導実施率 ①特定健康診查実施率

③リスク分布図 血糖・肝機能 (肥満・血 圧·脂質

④学校訪問型特定保健指導

5健康情報



(ログイン画面イメージ)

令和4年度

特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部 保健課

等宛て送付しました。 ては、6月下旬に関係書類を学校法人 今年度の特定健康診査の実施につい

ださい。また、被扶養者は、加入者を 使用して受診するよう周知をお願いし 通して配付した特定健康診査受診券を たので、 かる学内掲示用ポスターを同封しまし 特定健康診査及び特定保健指導にか 加入者への周知に活用してく

目に漏れがないよう確認してください すので注意してください。 例年、 次の①~③に不備が目立ちま

③標準的な質問票

特定健康診査では、健診結果の他に

後3・5時間以上)を記入してください 腹時血糖、HbA1c又は随時血糖 診断を実施する健診機関に確認し、

空

血糖値の測定に際しては、定期健康

(食後3・5時間以上)

健康診断結果は、当該年度中に実施し ①健診実施年月日等 特定健康診査に代えて提出する定期

4年度中(4年4月1日~5年3月3日) であることを必ず確認してください。 た健診に限ります。 健診実施日が令和

うにしてください。 は無効になりますので、 加入者番号等のない健診結果 漏れがないよ

等が行う定期健康診断結果を活用しま

加入者の特定健康診査は、学校法人

●健診結果データの作成・提出

で健診結果データを作成し、提出して す。学校法人等又は委託先の健診機関

ください。

作成の際は、

6月下旬に学校法人等

基本的な健診の項目

務担当者向け)〕にも掲載しています。 係▼特定健診に関する事務手続き(事 ジ〔事務担当者用ページ▼福祉事業関 にしてください。私学共済ホームペー

●提出時の必須項目

健診結果データに不備があると特定

出する際には、表の基本的な健診の項 保健指導の判定処理ができません。提

健診実施な	年月日 【					
加入者番号・氏名・生年月日・性別 」						
身体計測 身長・体重・BMI・腹囲						
血 圧	最高血圧・最低血圧					
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール(食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合)・中性脂肪(TG)					
肝 機 能	GOT(AST) · GPT(ALT) · γ-GTP(γ-GT)					
血 糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖(食後3.5時間以上) ②					
尿 検 査	尿糖・尿蛋白					
既往歴・自覚症状・他覚症状						
標準的な 質問票	「血圧」・「血糖」・「コレステロール(中性脂肪も含みます)」をそれぞれ下げる薬の使用の有無					
③	喫煙の有無					

元気ガイド (事務担当者用)」を参考

へ送付した「特定健診・特定保健指導

<磁気媒体での健診結果提出にご協力ください>

磁気媒体での提出の場合、以下1・2の方法で 作成データを事前にチェックでき、不備による照 会・返送を減らすことができます。学校法人等の 負担軽減になりますので、磁気媒体での提出にご 協力をお願いします。

1. 学校法人等がデータを作成する場合

「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」を ダウンロードすることで、対象者の健診結果の入 力・チェックができます。

2. 健診機関 (病院等) がデータを作成する場合 「健診結果XML・CSVデータチェック機能」 ダウンロードすることで、健診機関が作成した健 診結果データのチェックができます。

この場合、学校法人等で実施するのはデータの チェックのみです。

ただし、データ作成への対応及びそれにかかる 費用については健診機関によって異なりますの 健診機関に直接お問い合わせください。

※1・2とも、操作手順等の詳細は「特定健診 特定保健指導元気ガイド(事務担当者用)」又 は私学共済ホームページをご覧ください。

煙の有無の回答が必須です。 それぞれ下げる薬の使用の有無及び喫 ステロール 質問項目として「血圧」・「血糖」・「コレ (中性脂肪を含みます)」

須項目を含む健診結果の作成を依頼し 診機関へ委託する際には、① てください。 学校法人等が行う定期健康診断を健 〜③の必

②空腹時血糖、HbA1c又は随時血

ます。 タチェック機能」を使用することで、 け)〕に掲載している「健診結果デー に関する事務手続き(事務担当者 用ページ▼福祉事業関係▼特定健 活用してください。 不備のない健診結果データが作成でき 私学共済ホームページ 操作説明書を参照のうえ、ぜ 〔事務担当者

●健診結果の提出をお願いします

を

内など、健康を維持するためのサポー トを実施しています。 の発行や対象者への特定保健指導の案 健診結果の提出後は、 健康情報冊子

果を提出してください。 健康維持につながります。 必ず健診結

健診結果の提出が、 大切な教職員

●健診結果データチェック機能の活用

加入者貸付制度のご案内

福祉部 貯金・貸付課

加入者の皆さんが臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類 の貸付けがあります。

一般

臨時の資金に

▶貸付金額

標準報酬月額の6か月分まで (最高200万円)

▶生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

教育

入学費用・授業料に

▶貸付金額

標準報酬月額の12か月分まで (最高500万円)

▶おおむね1年以内に必要とする教育資金が対象となります。

結婚

結婚費用に

▶貸付金額

標準報酬月額の6か月分まで (最高200万円)

▶婚姻日又は挙式日の前後6か月 以内に申し込みをしてください。

住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

▶貸付金額

申し込み時点での 退職手当金額+上乗せ額まで (最高2,000万円)

- ▶半年払償還(1月・7月)を併用 することができます。
- ▶申し込みの際に、団体信用生命保険(※)に加入できます。

災害

非常災害時に

▶貸付金額

標準報酬月額の6か月分まで (最高200万円)

▶災害発生日以後、6か月以内に申し込みをしてください (激甚災害・特定非常災害を除きます)。

医療・介護

5日間以上の入院又は介護施設利用に

▶貸付金額

標準報酬月額の6か月分まで (最高200万円)

▶入院後又は介護施設入所・利用 の6か月以内に申し込みをして ください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中に死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から 私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

- *住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者
- 特定教職員等及び任意継続加入者は申し込みの対象となりません。
- 借り換えが頻繁な場合や貸付残高が多額の場合などは、審査のうえ貸付けをお断りすることがあります。 ご了承ください。

2 貸付けの利率

変動金利 年1.26% (令和4年8月1日現在) *災害貸付は年1.00%

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 貸付関係の様式用紙は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っています。なお、22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。
- 貸付設定額(貸付金額及び償還回数)は、私学共済ホームページの償還額早見表をご覧ください。

4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。
- 加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)となります。退職手当を支払う場合は、学校法人 等が控除し、償還額に充てます。

詳しくは、 私学共済ホームページ 〔福祉事業▶ 加入者貸付▶ 貸付けを受ける〕を ご覧ください。



共済事業本部

〒113 - 8441 東京都文京区湯島1-7-5 **203 (3813) 5321 (代表**)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元に用意してください。

標準報酬の報告漏れがないよう 注意してください

標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額)は、毎月の 掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算 定する基礎となる重要なものです。私学共済ホームペー ジにも報酬等の報告に関するQ&Aを掲載していますの で、参考にしてください。なお、掛金等の徴収の時効に より、2年以上遡及しての報告・訂正はできませんので、 報告漏れ等のないよう注意してください。

●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

毎年7月に必ず報告(4・5・6月の報酬)

⇒「標準報酬基礎届書DL」

- 賞与等が支払われたとき ⇒ 「**賞与等支給報告書**□」
- 身分変更や転居などで固定的給与が変わり、報酬が大きく変わったとき(従前と比べ2等級以上の増減)

⇒「標準報酬月額改定届書□□」

その他、要件に該当した場合には即時改定用や、産休・育休終了者用、年平均用の「標準報酬月額改定届 書叫」の提出が可能です。

●確認通知書

報酬に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。

加入者用の確認通知書は必ず加入者へ配付し、双方で 報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、 処理が反映される調定月の記載をしています。

※令和4年の標準報酬基礎届書の提出期限は7月10日です。まだ提出していない場合は、至急提出してください。

【業務部 資格課】

住宅貸付「だんしん告知書」の用紙が 令和4年10月から変更になります

「団体信用生命保険 申込書兼告知書(だんしん告知書) ① 」の用紙が令和4年10月より変更になります。新用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできますのでご利用ください。なお、旧用紙は5年3月15日受付分まで使用できます。

【福祉部 貯金・貸付課】

お詫びと訂正

本誌 6 月号 6 頁 1 段目、15 行目の記載に誤りがありました。お詫びして訂正します。

●省略できる添付書類

- (正)・雇用保険に関する書類 (離職票)
- (誤)・雇用保険に関する書類 (離職票、雇用保険受給資格者証等)

特定健診結果と健康情報冊子 「QUPiOPlus」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健 診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO Plus (クピオ プラス)」を順次送付します。

特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券とガイドブックを同封しますので、加入者に配付してください。

冊子記載の認証コードでWeb版にログインすると健康情報を閲覧でき、ヘルスケアポイントが付与されます。 貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換ができますので、ぜひ加入者へ周知をお願いします。

【福祉部 保健課】



月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 6月調定分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 7月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 7月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 7月調定分納期限 貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9

月の共済業務スケジュール

Ì	2日(金)		送金
ĺ	6日(火)	貸付	8月分定期償還期限
·	9日(金)	貯金	払込期限(必着)
Ī	15日(木)	貸付	10月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

私学事業団ホームページ https://www.shigaku.go.jp/

一助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

- 共済業務 https://www.shigakukyosai.jp/(私学共済ホームページ)

人 事 異 動

職員の()内は前職

◆役員

理事長

令和4年6月30日付

退任

清 家 篤

令和4年7月1日付

新 任

福原紀彦

◆本部職員

令和4年7月1日付

寄付金課長

横田祐斗

(補助金課課長補佐)



私学振興事業本部

〒102 - 8145 東京都千代田区富士見1-10-12

203 (3230) 1321 (代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和4年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座に入金**してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延 滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点にご留 意ください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込 依頼書」を使用し、「**電信扱い**」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振 込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力 して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶ 貸付金にかかるご返済について(令和4年9月分)〕 も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03 (3230) 7871∼7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金の配付申請について

受配者指定寄付金の配付は、年間を通して対象事業の 支払い状況に応じた申請が可能です。当制度は、「教育 の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、**緊 急を要するもの**に充てられること」を要件としています。 学校法人の皆様におかれましては、寄付金残高をご確認 いただき、計画的な配付申請をお願いいたします。

なお、配付申請書類の提出につきましては、毎月、配付を希望する月の5日必着(5日が土・日曜日及び祝日の場合はその翌営業日)を締め切りとしています。原則として、配付を希望する月の前月末までに受領書が発行された寄付金が配付対象になりますので、ご留意ください。 ※寄付金残高は、私学事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」でもご確認いただけます。学校法人ポータルサイトの閲覧には電子証明書が必要で

※制度全体については、受配者指定寄付金「寄付金事務 の手引」をお読みください。

す。詳しくは、本誌 4 月号 (VOL.292) 4 頁をご参照

参照: 私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶ 受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金「寄付金事務の 手引〕〕

【助成部 寄付金課】

☎03 (3230) 7317 · 7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

ください。

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では 大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力に より収集し、経営相談業務に活用させていただいています。 また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正 などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供し ていますので、ご活用ください。

> 【私学経営情報センター 私学情報室】 ☎03(3230)7846~7848 Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページ からの予約が断然お得です

HOTEL, BANOUET & RESTAURANT 🗣 大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)

JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下 から無料シャトルバス(始発7:05~最終23:05、15分間隔)で3分 https://www.hotelgp-osaka.com

開業40周年記念ツインルームプラン ~観光の後は天然温泉でほっこり~

夕食は人気の「選べる釜飯御膳」、朝食はバイキングをお楽しみ ください。ホテル目の前の「天然温泉 ひなたの湯」の当日無料 券を進呈します。

1泊2食(2名1室/2名様)

16,000円

取扱期間:令和5年3月31日まで(年末年始を除きます) ※夕食は館内レストランの洋食コース料理への変更もできます。

※1室2名様でのご予約とさせていただきます。



選べる釜飯御膳 (イメージ)

軽井沢すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311 北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から徒歩10分

紅葉プラン (和室)

1泊2食(2名1室/1名様) 取扱期間:令和4年9月1日~11月30日 9.600円

夏期宿泊プラン(和宰)

1泊2食(2名1室/1名様)

11,800円

取扱期間:令和4年8月31日まで

※いずれの宿泊プランも1名1室の場合、1泊につき500円の割り増し になります。

※コテージでの宿泊については、お問い合わせください。



夕食 (イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください https://www.shigaku.go.jp/s yushi menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環 境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・ 認定こども園を対象とする私学事業団の融資につい て、融資条件が一部優遇されます。

☆融資率

園舎等の建築、土地購入 事業費の80%以内 → 95%以内 事業費の75%以内 → 95%以内

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%

→ (直近決算の)純資産の部合計額 × 40%

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧になるか融資 部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■主な事業と融資金利(令和4年7月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)						
土な争未内台	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内			
校 (園) 舎などの	年%	年%	年%	年%			
建築・用地取得	1.30	0.90	0.50	0.44			
寄宿舎などの 建築・用地取得	1.40	1.00	0.60				
園バスや備品 などの購入		_	0.50	(5.5年以内)			

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が 10億円以上の場合にご利用いただけます。 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、 慣還完了までの固定金利となります。

(問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868 Eメール yushi@shigaku.go.jp